



世界かんがい施設遺産に登録された「北楯大堰」

〈 目 次 〉

| | | | |
|---------------------|---|-------------|----------------------|
| 理事長あいさつ | 2 | 北楯大堰について | 7 |
| 第1回臨時総代会 | | 長期借入金償還状況 | 8 |
| 山形県土地改良大会 | 3 | 水・土・里ネット掲示板 | 9～11 (改良区からのお知らせ) |
| H29年度決算報告（収入・支出） | 4 | 最上川土地改良区 | |
| 財産目録 | 5 | 総代選挙のお知らせ | 12 |
| 「北楯大堰」世界かんがい施設遺産に登録 | | | |
| 登録記念祝賀会 | 6 | | |

理事長挨拶



理事長

新年明けましておめでと
うございます。

組合員の皆様、関係機関の方々におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

い施設遺産」に登録され
ました（全世界で七四施設）。
大変名誉に思うとともに、
喜ばしいことあります。

北楯大堰は、今から約四〇〇年前、狩川城主北館大学助利長公が、水不足で満足な農地もなく困窮し苦しむ領民を見て、用水を引き新田開発する決断をし、水源を探すこと一〇年。河床が高く水の豊富な立谷沢川

さて、昨年は世界各地で異常気象が起り、日本国内でも災害の多い一年になりました。本区管内においては、昨冬の大雪の影響で融雪が遅れた地域もあり、関係機関と協議し、代搔き期間を五日間延長し、四月二六日から五月一〇日まで

から取水する綿密な計画をたて、難工事を克服し、一六一二年に開削した大堰です。大堰完成後、水量が多くつたため、さらに用水路を余目・新堀、長沼の二方面にも延ばし、米作りを中心とした経済発展と集落形成に大きく貢献しました。あらためてこれまでの「北楯大堰」の恵みと、四〇〇年間にわたり代々堰を守り続けて来られた先人達に敬意を表するとともに、これら資源を次世代に確実に引き継ぐ使命を果たして参る所存であります。

次に、平成三〇年度における本区の事業取り組みについて申し上げます。国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」は、平成二九年より実施されておりますが、目的は、施設の中に一部造成後五〇年も経過

まだ、本区では平成三
年度も中干期に揚水機場の
時間休止を実施させていた
だきました。これは、平成
二七年度よりスタートした
もので組合員の負担軽減と
CO₂削減を目的として行
なってきたものです。組合
員の皆様のご理解とご協
力に対し心より感謝申し上
げます。今後も適切な用水
調整と経費削減に努めて参
ります。

水路に土砂や流木が流入する被害に見舞われました。今後もこのような災害に対して、迅速な対応と、被害を最小限に抑えるよう取り組んで参ります。

「県営農地整備事業」（県営常ほ場整備事業）であります。ですが、事業実施三年目となる「常万地区」は、本年度は面工事及び揚水機場の施工を行つております。また、「西興野地区」は平成三一年次着工を予定しています。

一 县営かんかい排水事業について、受益面積が五〇〇ha未満のため平成二三年度終了の国営水利事業に該当しなかつた用水路について、県営事業として改修を行うものです。平成二五年度より実施しており、工事予定路線は一七路線、延長は約三六kmとなります。

「上堰・八力村堰地区」「上堰下流地区」「吉田新堀西野地区」「十一力村堰地区」は既に事業着工しております。平成三〇年度は、「長沼堰地区」「町堰地区」「廿六木堰地区」の事業施工申請を行います。残りの路線については、平成三二年度以降順

未来への投資として生産性向上を目指した事業を展開しなければなりません。今年は総代選挙もありますが、役職員一丸となり真摯に本区の運営に取り組んで参る所存でございます。

今年が組合員の皆様にと
り輝かしい年となりますこ
とをご祈念し、年頭のご挨
拶とさせて頂きます。

結びに、近年の農業をとりまく環境は、農業従事者の高齢化や新規就農者が少ないなど様々な問題を抱えながら担い手に農地が集中してきております。本区としては、そんな状況下で、

なります。整備内容は、畔除去による大区画化、排水路の管路化、地下かんがい（暗渠排水）の三種類であり、労働経費の削減、維持管理労力の低減をめざします。

し老朽化し機能を果さないものもあるため、その施設の更新とあわせ排水系統を再編し、排水機能を向上させ維持管理の軽減を図るものです。今年度工事は、中央排水路の二四〇m、毒蛇排水路の七三〇mの整備補修を行つております。

度、「狩川東部地区」は平成三三年度から事業実施を予定しており、ともに用水は自然圧パイプライン、排水は地下排水を計画しております。

平成30年第1回臨時総代会

去る平成30年8月27日(月)、平成30年第1回臨時総代会が本区大會議室において開催されました。総代現数55名のうち51名が出席、議長に大和地区選出の奥山豊総代が指名されました。田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認・可決されました。

議 案

【平成29年度】

承認事項

総認第2号 平成29年度最上川土地改良区費収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

報告事項

報告第2号 監査報告について

【平成30年度】

議決事項

総議第17号 最上川土地改良区定款の一部変更について

総議第18号 最上川土地改良区経費の賦課徴収規程の一部改正について

総議第19号 毒蛇排水機場吐出水槽の寄附申請について

総議第20号 平成30年度最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について



議長の奥山 豊総代



採決の様子

第37回山形県土地改良大会

去る平成30年11月6日(火)、山形ビックウイングにて第37回山形県土地改良大会が行われました。今大会では、本区職員である依田美津江会計主任が、長年、本区発展に尽力してきた功績が認められ、県知事感謝状を受賞いたしました。また、講話・報告会では、同年8月13日に世界かんがい施設遺産に登録された本区基幹水利施設である「北楯大堰」について、前庄内町教育長の池田定志氏による講話が行われました。

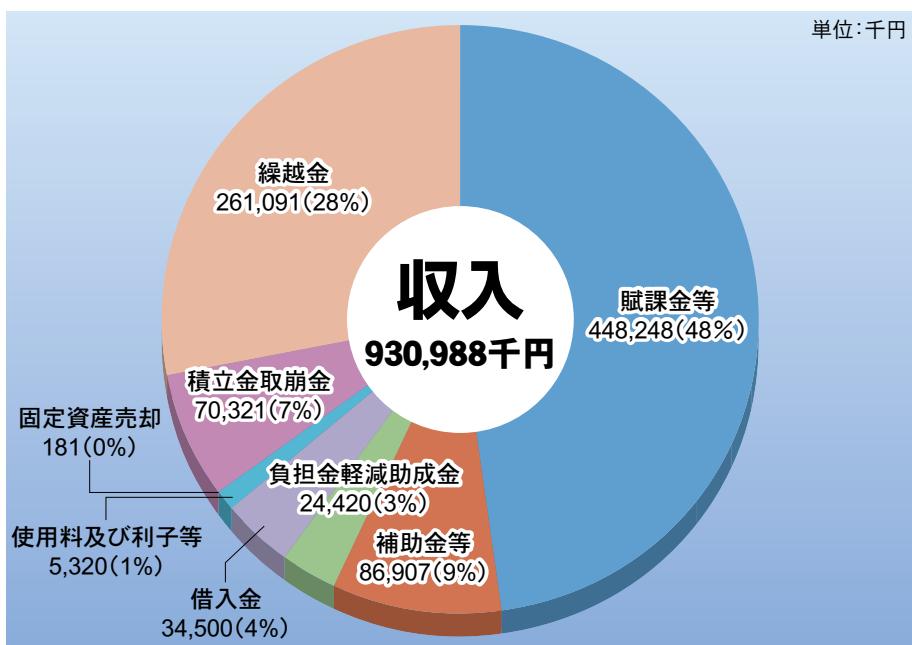


知事感謝状授与の様子



記念講話の様子

平成29年度決算報告(収入・支出)



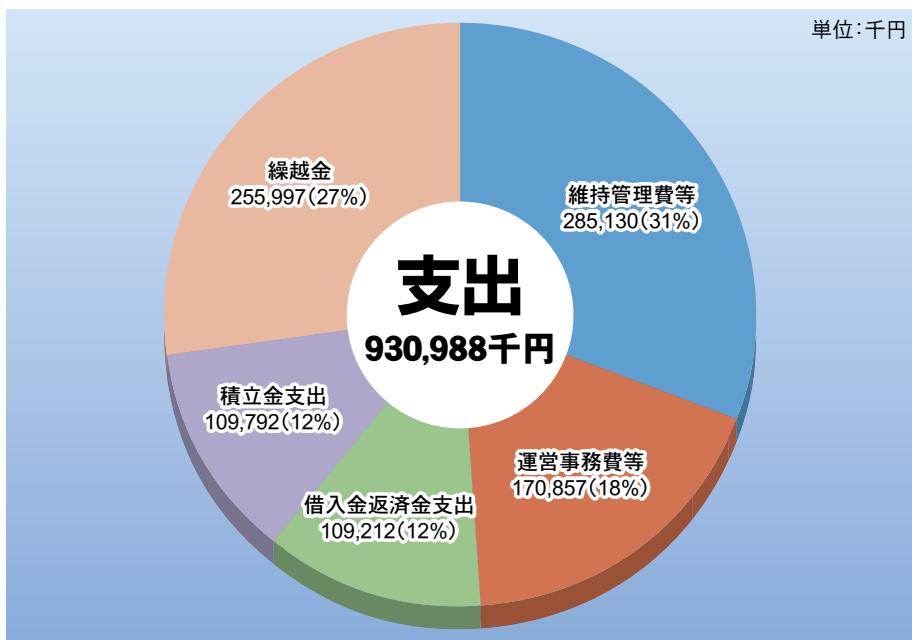
| 収入(財源) | | (単位:千円) |
|--------------------|----------------|---------|
| 賦課金等 | 448,248 | |
| 賦課金 | 441,847 | |
| 決済金 | 1,445 | |
| 雑収入 | 4,956 | |
| ※1 補助金等 | 86,907 | |
| 支援費収入(2市1町) | 12,680 | |
| 補助金 | 33,016 | |
| 交付金 | 1,890 | |
| 受託料 | 39,321 | |
| ※2 負担金軽減助成金 | 24,420 | |
| ※3 借入金 | 34,500 | |
| 使用料及び利子等 | 5,320 | |
| 他目的使用料 | 2,471 | |
| 基本財産収入(配当金、利子) | 312 | |
| 特定資産収入(利子) | 2,537 | |
| 固定資産売却 | 181 | |
| 積立金取崩金 | 70,321 | |
| 繰越金 | 261,091 | |
| 合計 | 930,988 | |

※1 補助金等について・・・国県市町からの支援費や補助金、受託料、適正化事業の交付金。

※2 負担金軽減助成金について・・・県ぼ最上川地区の償還金に対する助成金。

※3 借入金について・・・常万1期地区経営体育成基盤整備事業負担金に充てるため、日本政策金融公庫から借入された借入金。

※4 積立金取崩金について・・・積立金を取崩し、事務所敷地内施設の改修や県営水利施設整備事業の負担金に充当。



| 支出(費用) | | (単位:千円) |
|------------------|----------------|---------|
| 維持管理費等 | 285,130 | |
| 工事費 | 266 | |
| 維持管理費 | 121,424 | |
| 適正化事業費 | 3,596 | |
| 受託業務費 | 37,496 | |
| 調査業務費 | 18,772 | |
| 十六合維持管理事業費 | 7,831 | |
| 家根合維持管理事業費 | 3,947 | |
| 農業経営高度化支援事業費 | 101 | |
| 地元交付金 | 1,700 | |
| 国営・県営事業負担金 | 89,997 | |
| ※5 運営事務費等 | 170,857 | |
| 運営事務費 | 140,711 | |
| 事務所費 | 4,276 | |
| 過年度支出 | 2,027 | |
| 支払負担金 | 3,564 | |
| 固定資産取得費 | 429 | |
| 積立金取崩支出 | 19,850 | |
| ※6 借入金返済金 | 109,212 | |
| 積立金 | 109,792 | |
| 予備費 | 0 | |
| 繰越金 | 255,997 | |
| 合計 | 930,988 | |

※5 借入金返済金について・・・返済の資金は、賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充当。

| 借入先 | 借入事業名(借主) |
|---------------------------|--|
| 日本政策金融公庫 | 県営排水対策特別事業(改良区)、県ぼ最上川(各工区)、県ぼ家根合(家根合地区)、県ぼ常万(常万地区) |
| JJA庄内たがわ、JJAあまるめ、JJA庄内みどり | 県ぼ最上川(各工区) |

※6 積立金について・・・中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。

※7 繰越金について・・・将来、県ぼ最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています。

財産目録

(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

| 資産の部 | |
|-------------|---------------|
| 科 目 | 金 領 |
| 1 流動資産 | 360,504,222 |
| 現金及び預金 | 279,624,675 |
| 未収賦課金等 | 2,271,935 |
| ※1 短期未収金 | 74,827,189 |
| 前 払 金 | 3,780,423 |
| 2 固定資産 | 1,749,144,362 |
| (1) 有形固定資産 | 435,456,817 |
| (2) 無形固定資産 | 80,089,209 |
| (3) その他固定資産 | 1,233,598,336 |
| ① 基本財産 | 175,911,321 |
| ② 特定資産 | 1,034,667,852 |
| 各種積立金 | 1,033,071,852 |
| 適正化事業拠出金 | 1,596,000 |
| ③ その他資産 | 23,019,163 |
| 長期未収賦課金 | 5,237,590 |
| 建物共済積立金 | 16,020,606 |
| 備品 | 1,760,967 |
| 3 繰延資産 | 15,149,772 |
| 資産合計 | 2,124,798,356 |

| 負債の部 | |
|-------------------|-------------|
| 科 目 | 金 領 |
| 1 流動負債 | 178,851,831 |
| ※2 未 払 金 | 96,861,418 |
| 預り金 | 1,593,279 |
| ※3 借 入 金 | 80,397,134 |
| 2 固定負債 | 551,038,543 |
| ※4 公庫資金等 長期借入金 | 216,148,327 |
| 適正化事業 拠出金未払金 | 318,000 |
| 各種引当金 | 334,572,216 |
| 負債合計 | 729,890,374 |

| 正味財産の部 | |
|----------|---------------|
| 科 目 | 金 領 |
| 1 指定正味財産 | 0 |
| 2 一般正味財産 | 1,394,907,982 |
| 正味財産合計 | 1,394,907,982 |

| | |
|------------|---------------|
| 負債及び正味財産合計 | 2,124,798,356 |
|------------|---------------|

※1 短期未収金（74,827,189円）について・・・

これは平成29年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料です。

※2 未払金（96,861,418円）について・・・

これは平成29年度分の工事代金等で、平成30年7月末までに全額支払っています。

※3 借入金（80,397,134円）について・・・

平成30年度内に返済する金額です。

※4 公庫資金等長期借入金（216,148,327円）について・・・

平成31年度以降に返済する金額です。

「北楯大堰」世界かんがい施設遺産に登録

去る平成30年8月13日(月)、「北楯大堰」がカナダで開催された国際かんがい排水委員会国際執行理事会において世界かんがい施設遺産として登録されました。2017年までに世界で60の施設が登録され、今回、日本では4施設、山形県では初めてとなります。

同年11月20日(火)、世界かんがい施設遺産登録国内施設の登録証伝達式が行われ、本区副理事長が出席し、登録証と登録楯が受与されました。

・世界かんがい施設遺産とは

世界かんがい施設遺産は、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものや卓越した技術により建設されたものなど歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰する制度。



登録証を受け取る副理事長



平成30年度世界かんがい施設遺産登録証

登録施設関係者の皆様

北楯大堰 世界かんがい施設遺産登録記念祝賀会

去る平成30年11月26日(月)、本区の基幹水利施設である「北楯大堰」の世界かんがい施設遺産登録を記念して、登録記念祝賀会が庄内たがわ農業協同組合新余目支所2階ホール（旧梵天）にて、国や県の関係者をはじめ、数多くの方々のご出席のもと盛大に執り行われました。



主催者挨拶
(最上川土地改良区理事長)



祝賀会の様子

北楯大堰について

「北楯大堰」は、1612年に開削されて以来、補修・改修工事などを行いながら400年以上維持され続けている水路です。

登録された北楯大堰は、立谷沢川からの取水を行う北楯頭首工から狩川山居にある二俣分水工までで、水路延長4.9km、かんがい面積（受益面積）2,880haの施設です。

※北楯大堰については、最上川土地改良区ホームページ（<http://www.mtsn-mogamigawa.jp/>）内の「北楯大堰」ページに記載がございます。

北楯大堰の昔と今

改修前



現在



北楯頭首工の様子



導水路の様子



清川地内北楯大堰の様子

長期借入金償還状況

平成31年1月1日 現在

(単位：円／10a)

| 区分 賦課別 事業別 | 関係 市町 | 平成30年度 賦課金 | ① 平成30年度 公庫・農協 への償還 利金 | ② 平成30年度 緊急支援事業 助成金 (償還金に充当) | ③ = ① - ② 賦課金で 借入金の 償還に充てる 金 | ④ 平成30年度 定時償還 (12月10日) 後の残元金 | 賦課最終年度 (予定) |
|---|-------------------|---------------|------------------------------------|--|--|--|----------------|
| 一 般 | 県営排特事業 | — | 176 | 0 | 176 | 198 | (H36) |
| | 計 | 5,600 | 176 | 0 | 176 | 198 | |
| 県 営 最 上 川 地 区 ほ 場 整 備 | 5事業区 大和工区 | 庄内 | 0 | 341 | H21～H30 341 | 0 | 0 |
| | 6事業区 大和南部工区 | 庄内 | 0 | 2,786 | H21～H31 398 | 2,388 | 1,510 |
| | 7-1事業区 八栄里工区 | 庄内 | 0 | 3,647 | H21～H31 294 | 3,353 | 2,715 |
| | 7-2事業区 上堀野工区 | 庄内 | 0 | 1,632 | H21～H30 589 | 1,043 | 0 |
| | 7-3事業区 余目新田工区 | 庄内 | 0 | 4,988 | H21～H30 327 | 4,661 | 10,889 |
| | 8-3事業区 余目北部工区 | 庄内 | 0 | 889 | H21～H30 469 | 420 | 0 |
| | 8-4事業区 堀野工区 | 庄内 | 10,000 | 6,071 | H21～H31 533 | 5,538 | 25,483 |
| | 8-5事業区 横島工区 | 庄内 | 8,600 | 5,789 | H21～H30 358 | 5,431 | 20,171 |
| | 10-3事業区 新堀南部工区 | 庄内 酒田 | 0 | 426 | H21～H30 426 | 0 | 0 |
| | 11事業区 余目南部工区 | 庄内 酒田 | 10,000 | 6,702 | H21～H31 483 | 6,219 | 16,497 |
| | 12事業区 八栄里北部工区 | 庄内 | 0 | 4,980 | H21～H30 340 | 4,640 | 3,981 |
| | 13事業区 長沼工区 | 鶴岡 | 0 | 444 | H21～H30 444 | 0 | 0 |
| 県営家根合地区ほ場整備 | 庄内 | 4,200 | 3,851 | 0 | 3,851 | 36,849 | (H39) |
| 県営常万地区ほ場整備 | 庄内 | 4,300 | 26 | 0 | 26 | 44,142 | (H57) |
| 県営高田麦地区簡易整備 | 庄内 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 5 | (H47) |

※ 滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)

※ 下記の事業により償還金の負担軽減策が図られています。 ⇒ 対象：県ぼ共通事業・県営最上川地区ほ場整備

「経営安定対策基盤緊急支援事業」(以下「緊急支援事業」という。) ⇒ すべての利息を助成 ・・・ 表②の欄

※ 上記「緊急支援事業」の採択要件は認定農業者への集積です。委託される場合は認定農業者への委託をお願いします。

※ ③欄の額より賦課金が大きい工区は、本来の償還最終年度より早く賦課が終わり、表の賦課最終年度となります。

※ 賦課金より③欄の額が大きい工区は繰越金及び予備費を充当し、賦課金を上げないで調整しております。

※ 賦課のない工区は「緊急支援事業」の助成金に繰越金を加えて償還金に充てております。

※ 個人で一括線上償還を希望される方は④欄をおおよその支払額の目安にして下さい。繰上償還申し込みは毎年7月30日まで

※ 偿還状況については借替、繰上償還等により毎年数値が変動いたします。

※ 常万地区については、賦課最終年度(予定)を最長で、償還期限と同じ平成57年度としておりますが、促進費が入った場合は短縮されることがあります。

※ 高田麦地区については、賦課最終年度(予定)を最長で、償還期限と同じ平成47年度としておりますが、促進費が入った場合は短縮されることがあります。

経営安定対策緊急支援事業助成金一覧表

| 平成30年4月1日 現在 | | | | | | | (単位：円) |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 年 度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 金 額 | 143,180,000 | 135,450,000 | 118,500,000 | 103,000,000 | 86,120,000 | 68,370,000 | |
| 年 度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | 計 |
| 金 額 | 52,500,000 | 38,150,000 | 24,420,000 | 11,580,000 | 240,000 | 60,000 | 781,570,000 |

※ ②欄の緊急支援事業は、国からの助成により、償還利子相当額が助成金として交付されるものです。

この事業により総額781,570,000円の助成金を受けて、償還金が減額されています。

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をして下さい！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知』

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

| 現資格者 氏名 | 京田川 太郎 | 印 | | | | |
|-------------------------|--------|----|----|----|----|-------|
| 新資格者 氏名 | 最上川 一郎 | 印 | | | | |
| 最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿 | | | | | | |
| 1. 資格得喪対象の土地 | | | | | | |
| 市・町 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用途 | 地積 |
| 酒田市 | 木川 | 梵天 | 76 | 田 | 田 | 231 |
| 酒田市 | 木川 | 梵天 | 77 | 田 | 田 | 3,245 |

【通知用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに届出をお願いします。遅れると当事者間（貸手、借手）の清算となりますので御承知願います。

また、賦課状況に疑問等がありましたらいつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畠に完全に変える時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

『土地除外申請』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括して頂くものであり、当該年度の賦課金も賦課されます。

また、これらの手続きが行われないと、台帳から除外できないため、従来通り賦課されますので注意してください。

ご注意下さい！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんので注意して下さい。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費です。未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保するため、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

平成30年度 土地改良区賦課金(是認)一覧表

(単位：円)

| 科目 | 工区等 | 10a当たり賦課金 | 是認割合 | 10a当たり是認額 |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 経常賦課 | 全 工 区 | 5,600 | 100.0% | 5,600 |
| 〃 | 十六合地区維持管理 | 2,200 | 100.0% | 2,200 |
| 〃 | 家根合地区維持管理 | 2,200 | 100.0% | 2,200 |
| 県営ほ場整備事業 | 堀野工区 | 10,000 | 100.0% | 10,000 |
| 〃 | 楨島工区 | 8,600 | 100.0% | 8,600 |
| 〃 | 余目南部工区 | 10,000 | 100.0% | 10,000 |
| 県営農地整備事業 | 家根合地区 | 4,200 | 100.0% | 4,200 |
| 〃 | 常万地区 | 4,300 | 100.0% | 4,300 |
| 県営簡易整備事業 | 高田麦地区 | 1,000 | 100.0% | 1,000 |

☆平成30年度農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

北楯大堰用水路を語る座談会

去る平成30年10月19日(金)、本区二階会議室にて、8月13日に世界かんがい施設遺産に登録された「北楯大堰」について、関係者等を集めての座談会が開催されました。座談会には、本区理事長が参加され、北楯大堰に関わる先人の偉業や歴史、北楯大堰が庄内の米作りに果たしてきた役割、北楯大堰などの資源を今後の教育や地域観光にどのように活用していくかについて語り合われました。



座談会の様子

地球温暖化対策への取り組みについて



1. 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同しています。

2015年、全ての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。世界共通の長期目標のもと、各国で削減・抑制目標を掲げており、日本は、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度の水準から26%削減することを目標としています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにつながるあらゆる「賢い選択」を政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して行っていこうという取り組みです。

2. 「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」に登録しています。

「COOL CHOICE」の普及、及び山形県内地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、地球温暖化対策の取り組みを推進する県内事業者の登録制度です。

山形県のホームページに登録事業者の一覧が掲載されておりますのでご覧ください。

平成31年度採用 職員募集

最上川土地改良区では次のとおり職員を募集します。

- 募集人数：女性 若干名
 募集年齢：33歳まで（平成31年4月1日現在）
 応募資格：不問
 提出書類：履歴書
 受付期間：1月4日(金)～1月25日(金)
 審査方法：1次試験 書類審査
 2次試験 論文・面接
 ※2次試験については書類選考後、該当者へ後日通知いたします。
 採用時期：平成31年4月1日より
 問い合わせ：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234(43)2255

施設傭員募集

- 募集人員：若干名
 応募資格：最上川土地改良区内に在住で62歳までの健康な方。
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間：平成31年1月31日(木)まで
 (提出書類) 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金：日額 7,000円くらい
 採用時期：平成31年4月中旬～平成31年9月中旬

水路への排雪

これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞き止められ、雪融け時に水が溢れ出るなどの問題が毎年発生しています。

水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。



油漏れにご注意を！

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

**車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること
油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと**

を徹底して頂きますようお願いします。



水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や、冬期湛水のための水配分は出来ませんので、ご理解を頂きますようお願いします。

最上川土地改良区総代選挙のお知らせ

投票日

3月25日(日)

来る4月14日をもって、現総代の任期が満了となります。これに伴い最上川土地改良区の総代選挙を次のとおり実施します。組合員の皆さんの代表を選ぶ大事な選挙です。定員割れすることのないようお願いします。

なお、万一、当選人の数が定数に達しない場合、法により再選挙になることもあります。

① 選挙人名簿の作成日と縦覧について (2/28~3/4)

○名簿作成日

選挙人名簿は、2月23日現在の組合員名簿に基づき作成されます。

従いまして、現在の組合員資格者が死亡等によって交替しなければならない方は、この期日までに変更手続きをして頂かないと選挙権がありませんのでご注意下さい。

○縦覧期間

2月28日(木)から3月4日(月)まで5日間(午前8時30分~午後5時)

○場所

最上川土地改良区事務所

選挙人名簿に記載されていない方には選挙権がありませんので、組合員の皆様は名簿に脱漏や誤載が無いかを縦覧期間内に確認下さるようお願いします。

なお、これに脱漏や誤載があると認められた場合は、縦覧期間内に文書で異議を申出することができます。

組合員資格証明書は2/23以降であれば発行できます。

② 総代立候補者の手続きについて (3/18~19)

○立候補者の資格

組合員であって満25才（投票日到達可）以上の者ですが、成年被後見人、被保佐人及び禁固以上の刑に処されて執行中の者は除きます。

○届出期間

3月18日(月)から3月19日(火)まで2日間(午前8時30分~午後5時)

○手順

1) 最上川土地改良区で組合員資格証明書の交付を受けて下さい。

2) 各市町選挙管理委員会に行って頂き、備えてある届出用紙へ所要事項を記載の上捺印し、1) の証明書を添付の上、提出して頂ければ手続き完了となります。

※印鑑を必ずご持参下さい。

③ 各選挙区と総代定数について

| 選挙区 | 区域 | | | | | | | 総代定数 | | | |
|-----|-----|------|-----|------|-----|------|------|------|------|----|----|
| 第1 | 庄内町 | 狩川 | 三ヶ沢 | 添津 | 千本杉 | 桑田 | 清川 | 10人 | | | |
| | 酒田市 | 臼ヶ沢 | | | | | | | | | |
| 第2 | 庄内町 | 前田野目 | 福島 | 大真木 | 返吉 | 京島 | 新田目 | 南野新田 | 本小野方 | 吉方 | 5人 |
| | | 境興屋 | 西袋 | 南興屋 | 中野 | 主殿新田 | | | | | |
| 第3 | 庄内町 | 古関 | 南野 | 沢新田 | 連枝 | 赤渕新田 | 小出新田 | 堤新田 | 廻館 | | 7人 |
| 第4 | 庄内町 | 余目新田 | 堀野 | 常万 | 福原 | | | | | | 4人 |
| 第5 | 庄内町 | 吉岡 | 田谷 | 西小野方 | 大野 | 近江新田 | 島田 | 茗荷瀬 | 払田 | 生三 | 3人 |
| 第6 | 庄内町 | 余目 | 廿六木 | 提興屋 | 檜島 | 平岡 | 榎木 | 千河原 | 跡 | 9人 | |
| | 酒田市 | 竹田 | 山寺 | | | | | | | | |
| 第7 | 庄内町 | 高田麦 | 家根合 | 落合 | 宮曾根 | 杉浦 | 深川 | 久田 | 西野 | | 5人 |
| 第8 | 酒田市 | 新堀 | 丸沼 | 落野目 | 門田 | 局 | 木川 | 板戸 | | | 6人 |
| 第9 | 酒田市 | 広野 | | | | | | | | | 1人 |
| 第10 | 鶴岡市 | 長沼 | 八色木 | | | | | | | | 4人 |
| 第11 | 鶴岡市 | 添川 | 鷺畠 | | | | | | | | 2人 |
| | | 合計 | | | | | | | 56人 | | |

*なお、新総代による総代会は4月開催を予定しております。

*ご不明な点がございましたら、最上川土地改良区総務課へお問い合わせ下さい。TEL: 0234-43-2255